

栃木県カーボンニュートラル実現条例

栃木県環境森林部気候変動対策課カーボンニュートラル推進室 金子 淳一

栃木県は、「栃木県カーボンニュートラル実現条例」を制定した（令和5年条例第1号として、令和5年3月17日公布、同年4月1日施行）。

本条例は、「カーボンニュートラルの実現」という言葉を全国で初めて条例中に定義しており、2050年までに実現すべきことを明示している。県、事業者及び県民が一丸となる「オールとちぎ」体制で、県の特性を生かした取組を推進し、カーボンニュートラルの実現を目指す。

1 条例制定に至った背景と経緯

近年、気温の上昇や大雨の頻度の増加、農作物の品質低下や熱中症リスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で確認されています。栃木県においても、気候変動の影響と思われる災害などが発生しており、県民の生命や財産に大きな被害が発生するリスクが高まっています。

世界に目を移せば、平成27年12月の気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃未満に保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、そのため

に今世紀後半には人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指す「パリ協定」が、新たな国際的枠組みとして採択されました。日本国においても、令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言し、脱炭素化は世界的な潮流となっています。

昨今の気候変動の影響の深刻化や世界的な脱炭素化への流れの加速を受けて、栃木県では令和2年12月に2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言するとともに、令和4年3月にカーボンニュートラルの実現までのロードマップを策定し、2050年温室効果ガス排出実質ゼロまでの

道程を明確にしました。

カーボンニュートラルの実現のためには、県、事業者及び県民といったあらゆる主体による行動変容が極めて重要です。各主体の理解と共感を得ながら、カーボンニュートラルの実現という目標の達成に向けたビジョンを共有し、オールとちぎで取り組む機運の醸成が必要であることから、基本理念や各主体の責務・役割、主要な施策を明確にするため、この条例を制定することとなりました。

2 条例の内容等について

（1）条例の構成

条例は、前文と28箇条で構成されており、

「総則」、「県のカーボンニュートラルの実現に関する施策」、「事業者及び県民によるカーボンニュートラルの実現に関する取組」の三つの章に分けられます。

総則では、条例の目的を「カーボンニュートラルの実現に関する施策等に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定める」、「地球温暖化の防止及び持続可能で活力ある本県の経済社会の構築を図り、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与する（第1条）」とするとともに、基本理念を「カーボンニュートラルの実現に関する施策等は、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、2050年までのカーボンニュートラルの実現を旨として、県、事業者及び県民の密接な連携の下に行われなければならない（第3条）」と明示しました。

県のカーボンニュートラルの実現に関する施策の章では、県が実施する施策（第9条）や県が率先して行う取組（第10条）のほか、環境教育及び学習の推進（第11条）やカーボンニュートラルの実現に向けた推進体制の整備（第13条）を掲げています。

事業者及び県民によるカーボンニュートラルの実現に関する取組の章では、事業活動や日常生活、建築物や交通機関など、事業者や

県民が実際の活動や生活の中でどのような取組を行っていくべきか、それぞれの場面ごとに分類して、行動指針として活用できるよう規定しています。また、温室効果ガスの排出量を抑えるだけでなく、吸収量を増やすための取組についても規定しています。これらの各条文には、取組に対する目的意識を事業者や県民に持つてもらうために、それぞれの取組が何を目的に行われるべきかを、可能な限り明示しました。

（2） 条例の特徴

この条例には、大きく三つの特徴があります。

ア 2050年までのカーボンニュートラル

の実現を掲げた条例

脱炭素社会の実現を目指すことをうたって制定された都道府県条例は、本誌2017年春号に掲載された「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」を始め、既に全国に数例存在しています。

栃木県では、従来から政策上「カーボンニュートラル」の言葉を使用しており、条例においても統一した文言を用いるべきとの考え方から、「カーボンニュートラルの実現」という言葉を全国で初めて条例中に定義しました。そして、先述のとおり、これを2050年までに行われなければならないこ

とを基本理念に明示しています。

イ オールとちぎで取り組むための行動指針

カーボンニュートラルの実現は、県、事業者及び県民が一丸となる「オールとちぎ」体制で進めなければ非常に困難です。そのため、県が実施する施策や事業者や県民が行うべき取組を、可能な限り具体的に明示したほか、各主体の積極的な取組を促進するため、特に優れた取組を行った者に対して県が顕彰できる（第12条）こととしました。県が実施する顕彰を通じて、優れた取組が県内に広まり、2050年までのカーボンニュートラルの実現につながることを期待したものです。

ウ 本県の特性を生かした取組

本県は、大消費地である首都圏北部に位置し、産業活動の基盤となる土地や穏やかな気候に恵まれ、全国有数のものづくり県として発展したほか、豊かな森林が県土の半分以上を占め、木材を生産する経済活動の場となっています。そこで、本県を特徴付けるこれら「ものづくり県」、「木材生産県」としての特性を生かした取組を盛り込むこととしました。具体的には、県の施策としてカーボンニュートラルの実現に寄与する産業の創出及び育成（第9条第5号）や、森林資源の循環的な利用（第9条第8号）を掲げるとともに、事業者にはカーボンニュートラルの実現に寄

与する技術及び製品の研究開発(第18条)を、また温室効果ガスの吸収量を増やす取組として、県産木材の積極的な利用(第27条)を、それぞれ努力義務としています。

3 栃木県の取組

ロードマップ、条例、そして実行計画に当たるアクションプラン等、取組の基礎が令和4年度までに整備されたことを受け、令和5年度には総額約75億円に及ぶカーボンニュートラル関連予算を計上し、具体的な施策や取組を加速化しています。

まず、カーボンニュートラルの実現に向けた理解促進や機運醸成を図るため、条例の制定を契機として、令和5年8月に「とちぎカーボンニュートラル実現シンポジウム」を開催し、専門家を招いた基調講演や条例の紹介を行いました。このシンポジウムにおいて、条例の第12条に掲げた顕彰規定に基づく「とちぎゼロカーボン企業表彰」を実施し、県内6者の優れた取組を顕彰しています。

事業者や県民の取組を促す施策も進めています。従来から実施していた事業者の自家消費型太陽光発電や省エネ設備の導入支援に加え、令和5年度は新築住宅の高断熱化や家庭用太陽光発電設備に対する補助、省エネルギー家電への買替え等に対する助成を行います。

した。また、電気自動車(EV)等の導入に当たり、充電器等のインフラが不足している状況を鑑み、道の駅や民間での整備が進みにくい空白地域に、急速充電器を整備する際の支援も実施しています。

そして県自らも、カーボンニュートラルの実現のための取組を進めています。県が所有する施設の照明のLED化や太陽光発電設備の導入、公用車のEV等への転換など、条例に記した率先実施の施策を計画的に行っています。

4 今後の展望について

2050年までのカーボンニュートラルの実現は、事業者や県民の生命と財産を将来にわたって守るとともに、経済と社会の持続可能な発展を図るために、大変重要な課題です。条例の制定によって、オールとちぎで理解と共感を得ながらカーボンニュートラルの実現に向かうための体制が整ったと考えています。令和5年4月の条例制定以来、先述のシンポジウムを始め、事業者や県民が集まる場において、条例の制定についてお話しする機会を多くいただき、「カーボンニュートラルの実現を目指す条例」を制定した反響を肌で感じています。

一方で、具体的に本格的な取組については、

更に加速が必要な状況にあります。条例の制定を契機に、オールとちぎでカーボンニュートラルの実現が達成できるよう、更に取組を深化させてまいります。

1. 基本理念 (第3条)

- ・ 2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指し、県・事業者・県民が密接に連携すること

2. 責 務 (第4～6条)

事業者・県民 (第5、6条)

- ・ カーボンニュートラルの実現に関する取組の自主的かつ積極的な実施
- ・ 県等が実施する施策への協力



3. 県の施策 (第8～14条)

- ・ 再エネ利用の促進、産業の創出及び育成、吸収量の増加等に関する施策の実施
- ・ 県庁の率先的な取組の実施（県有施設への省エネ導入・再エネ利用、公用車の電動車導入等）
- ・ 環境教育・学習の推進、カーボンニュートラルの実現に関して優れた取組を行った者の顕彰

4. 具体的な取組 (第15条～第28条)

温室効果ガスの排出量を減らす取組

事業活動で (第15～18条)

- ・ 温室効果ガスの排出量の見える化
- ・ 排出量がより少ない方法による製品の製造
- ・ 製品製造やサービス提供に伴う排出量の公表

日常生活で (第19～21条)

- ・ 電気・ガスの明細のチェック（エネルギー使用量の把握）
- ・ 照明のLED化や省エネ家電への交換
- ・ 環境に優しい物品・サービスの選択



建物を建てる時 (第22条)

- ・ 窓や壁の断熱化
- ・ 太陽光発電設備の設置



出かける時 (第23、24条)

- ・ 公共交通機関や自転車の利用
- ・ 電気自動車の選択



ゴミやフロン類は (第25、26条)

- ・ プラスチックごみのリサイクル
- ・ 代替フロンを使わない製品の選択

温室効果ガスの吸収量を増やす取組

吸収量を増やすために (第27、28条)

- ・ 県産木材の積極的な利用
- ・ 建物や敷地の緑化

ポイント!

より豊かな暮らしに

カーボンニュートラルは我慢ではなく、生活の質の向上や健康に役立ちます。
例えば、住宅の高断熱化は、光熱水費の削減やヒートショックを回避しやすい効果もあります。



ポイント!

木を使うと吸収量が増える?

温室効果ガスの吸収量を増やすには、森林資源の循環的な利用が有効です。
材木として使うために木を切り、温室効果ガスをより多く吸収する新しい木を植えれば、吸収量を増やせます。

